平成２４年（フ）第１０３９号
札幌市手稲区曙４条２丁目２番17号　ルミエール栗山101号
債務者　河上　英樹
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４０号
札幌市手稲区曙４条２丁目２番17号　ルミエール栗山101号
債務者　河上サヨ子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５７号
札幌市西区西野７条２丁目７番２号　セブンⅡハウス207号
債務者　渡辺　信之
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７４号
札幌市北区新川１条１丁目２番28号　ハイツプラハ201号
債務者　新山結香理
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４３号
札幌市白石区栄通15丁目13番３―206号
債務者　相澤　和子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６２号
堺市西区鳳北町４丁219番地18
債務者　福岡　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番３―202号
債務者　栄進設備工業こと　大野　英洋
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０１号
大阪府羽曳野市南古市２丁目１番３―209号
債務者　千川　誉洋
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
大阪府高石市東羽衣１丁目５番47号
債務者　木南　弘美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
堺市南区原山台５丁22番17―305号
債務者　加島　広行
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５８号
堺市堺区二条通７番８号
債務者　大嶋　章代
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
大阪府羽曳野市古市６丁目９番８号
債務者　細川　亀喜
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
大阪府富田林市小金台１丁目10番21号―101
債務者　今中　清美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９１号
堺市南区晴美台４丁１番８―601号
債務者　須**堯**　紀行
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０８号
大阪府河内長野市木戸１丁目44番12号
債務者　中野　龍平
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
堺市西区浜寺石津町東１丁２番32―602号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西４丁366番地７
債務者　大久保弘美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
広島県安芸高田市吉田町吉田1896番地１
債務者　カワショウこと　川野　博武
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
広島地方裁判所三次支部